

令和6年度  
温海川発電所 構築物整備業務委託  
仕 様 書

令和6年2月  
山形県企業局

## 第1章 総括事項

### 第1節 一般事項

#### 1. 仕様書の適用

この仕様書は、山形県企業局鶴岡電気水道事務所が発注する「令和6年度 温海川発電所 構築物整備業務委託」に適用する。

#### 2. 業務委託名

令和6年度 温海川発電所 構築物整備業務委託

#### 3. 委託内容

山形県企業局鶴岡電気水道事務所が管理・運用する温海川発電所について、常に安定した電気を供給できるように各発電施設の清掃・整備を実施するものである。

#### 4. 業務委託概要

温海川発電所

- ① 境界杭整備及び草刈り
- ② 所内清掃
- ③ 構内・管理道路整備
- ④ 取水口除塵作業
- ⑤ 除雪作業（構内）

#### 5. 業務委託場所

鶴岡市一霞地内

#### 6. 業務委託期間

自 令和 6年 4月 日  
至 令和 7年 3月31日

#### 7. 業務委託範囲

本仕様書は、委託の大要を記載するものであり、記載のない事項であっても委託業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

#### 8. 関係法令及び条例の遵守

受注者は委託業務の実施に当たっては、労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

## 9. 諸手続き及び費用の負担

- (1) 受注者は、委託業務に必要な関係官公署等への諸手続きを行うとともに、その結果等を監督職員に報告しなければならない。
- (2) 上記に伴う費用は、受注者の負担とする。

## 10. 疑義の解釈

- (1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は発注者の解釈による。
- (2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

## 11. 支払方法

構築物管理日報及び作業写真の提出後、作業の実績に基づいて受注者の請求により作業した月の翌月に支払うものとする。

## 第2節 委託業務の実施

### 1. 委託用電源

仕様書上特に記載のない場合は、県側において次の電源を無償支給する。  
単相交流100V 及び 三相交流200V 各50Hz

### 2. 仮設備

作業員の休憩場所として、県側と協議のうえ、発注者施設を無償で貸出すものとする。

### 3. 業務管理

受注者は、作業員名簿、構築物管理日報等の業務管理記録を発注者に提出しなければならない。

### 4. 業務承認

委託業務に関し、仕様書、又はあらかじめ発注者が指示した委託業務段階毎に承認を受けなければならない。

### 5. 夜間における作業

夜間作業は原則として行わないものとする。ただし、委託業務の都合上、夜間作業を必要とするときは、あらかじめ発注者と協議しなければならない。

### 6. 他工事等との協調

同一場所において別の工事等が施工されている場合は、互いに協調して円滑な業務を図らなければならない。

## 7. 休日及び時間外における作業

急務を要する場合、県側の指示により作業を行うものとする。作業料金の割り増しは山形県県土整備部労務単価表の基準による。なお、時間内は8:00～17:00とし、休日は、土・日・祝祭日及び12月29日～1月3日は休日とする。

## 第3節 現場管理

### 1. 事故防止

- (1) 受注者は、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は事故防止のため、作業に入る前、作業の再開の都度KYK（危険予知活動）を実施するものとし、事前に作業範囲、作業に対しての危険箇所や作業の内容を作業員全員で把握するものとし、作業報告書に実施状況を記載すること。
- (3) 受注者は、作業を計画する段階で、作業内容を把握するとともに、危険作業及び危険な箇所を確認し、場合によっては下記の装備を行い、安全に作業を実施すること。

作業項目	想定される事故	事故防止策
水上作業	水中への転落	ライフジャケットの着用

- (4) 発電所内や変電施設等の充電箇所付近や、水車、発電機等の回転部における作業は行わないものとする。また、初めて作業に従事する者については安全教育を受注者において事前に実施すること。
- (5) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。
- (6) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかななければならない。
- (7) 以上の項目において、作業員の十分な安全が確保できない場合は作業を中止する。

### 2. 安全管理

受注者は作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 作業には作業に適した被服、保護具を着用させ、危険の防止を図ること。
- (2) 各作業において、作業責任者を含め常に複数の作業員で作業を行うものとし、作業中においても作業員同士の動きにも注意を払うこと。
- (3) 受注者は委託業務の作業中に事故が発生した場合には、消防及び警察に連絡をとるとともに速やかに県側に連絡を入れること。

また、現場管理や安全対策を怠ったことに起因する事故については、受注者の責任において対処すること。

- (4) 受注者は第一回目の作業時に、全作業員に対して発注者による安全教育を作業現場で受けなければならない。
- (5) 受注者は作業員に対して具体的な電気事故例を示しながら安全教育を行わなければならない。

### 3. 緊急時の連絡網の確保

受注者は緊急時において常に連絡方法を確保しなければならない。

### 4. 既設備損傷時の修復

委託業務中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、発注者に速やかに報告するとともに、その指示により早急に修復しなければならない。

## 第4節 提出書類

### 1. 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を県側に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び県側の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

### 2. 品目、様式、提出期限及び部数

No.	品 目	様 式	提出期限	部数
1	緊急連絡体制図	A 4 版	契約後速やかに	1
2	作業責任者等通知書	A 4 版	契約後速やかに	1
3	作業員名簿	A 4 版	業務着手の前日	1
4	構築物管理予定表	A 4 版	作業前月の月末	1
5	構築物管理日報	A 4 版	作業翌月の 10 日	1
6	作業写真	A 4 版	作業翌月の 10 日	1
7	その他必要な書類	任意	随時	2

## 第2章 委託業務内容

### 1. 作業内容（※作業箇所については設計図書によるものとする。）

#### (1) 温海川発電所

- ① 発電所施設（管理道路も含む）草刈り及び境界杭の整備
- ② 発電所内の清掃・整備（月に2回）
- ③ 発電所構内（倉庫等）及び管理道路の整備
- ④ 取水口除塵作業
- ⑤ 発電所構内の除雪作業

### 2. 作業方法

作業当日は気象状況等に問題がない場合、作業開始前に温海川ダム発電所の保安

電話から制御所へ連絡すること。

作業当日、積雪及び天候状況等に問題がある場合や作業の状況等、作業中でも変更又は中止を出来るものとする。

① 発電所施設（管理道路も含む）草刈り及び境界杭の整備

- (1) 草刈り機により草を刈るものとし、刈った草については監督職員の指示した場所に集積を行うものとする。
- (2) 管理道路の除草については、両肩 1.5 m幅で除草するものとする。
- (3) 発電所構内の敷地を確認できるよう草刈りを行い境界杭を整備する。

② 発電所内の清掃・整備

発電所清掃作業については、掃き掃除・モップによる水拭きするものとし、床面に油がこぼれている場合はウエス・吸着マット等で油の除去を行う。

また、発電施設にある便器・洗面器の清掃を行い、汚れがひどい場合は、窓ガラス・蛍光灯の清掃も行うものとする。

③ 構内整備（倉庫等）の整理発電所構内（倉庫等）及び管理道路の整備

- (1) 発電業務及び停電作業等で倉庫及び車庫に保管している資材・道具の整理整頓。
- (2) 発電業務に支障がないように管理道路の整備を行うものとする。

④ 取水口除塵作業

ダム取水口スクリーン付近の塵芥や流木の撤去及びポンツーン上で集積業務を行うものである。

事前に作業計画の指示を受け作業を実施する。その際には、水上での危険作業であるためライフジャケットを着用し危険防止に努めるものとする。

集積した流木塵芥の運搬処分業務は別途発注業務にて実施する。

⑤ 発電所構内の除雪作業

冬期間の積雪により、発電業務に支障が出ないように発電所構内の出入り口部の除雪を行うものとする。

### 3. 報告及び記録

受注者は、本仕様書に定める業務を行った場合は、完了後速やかに次の事項について県側に報告するものとし、別紙作業日報に記録するものとする。

- (1) 施設全般の異常の有無
- (2) 実施した作業の内容
- (3) 作業開始及び終了時刻
- (4) 作業者名
- (5) その他必要と認められる事項

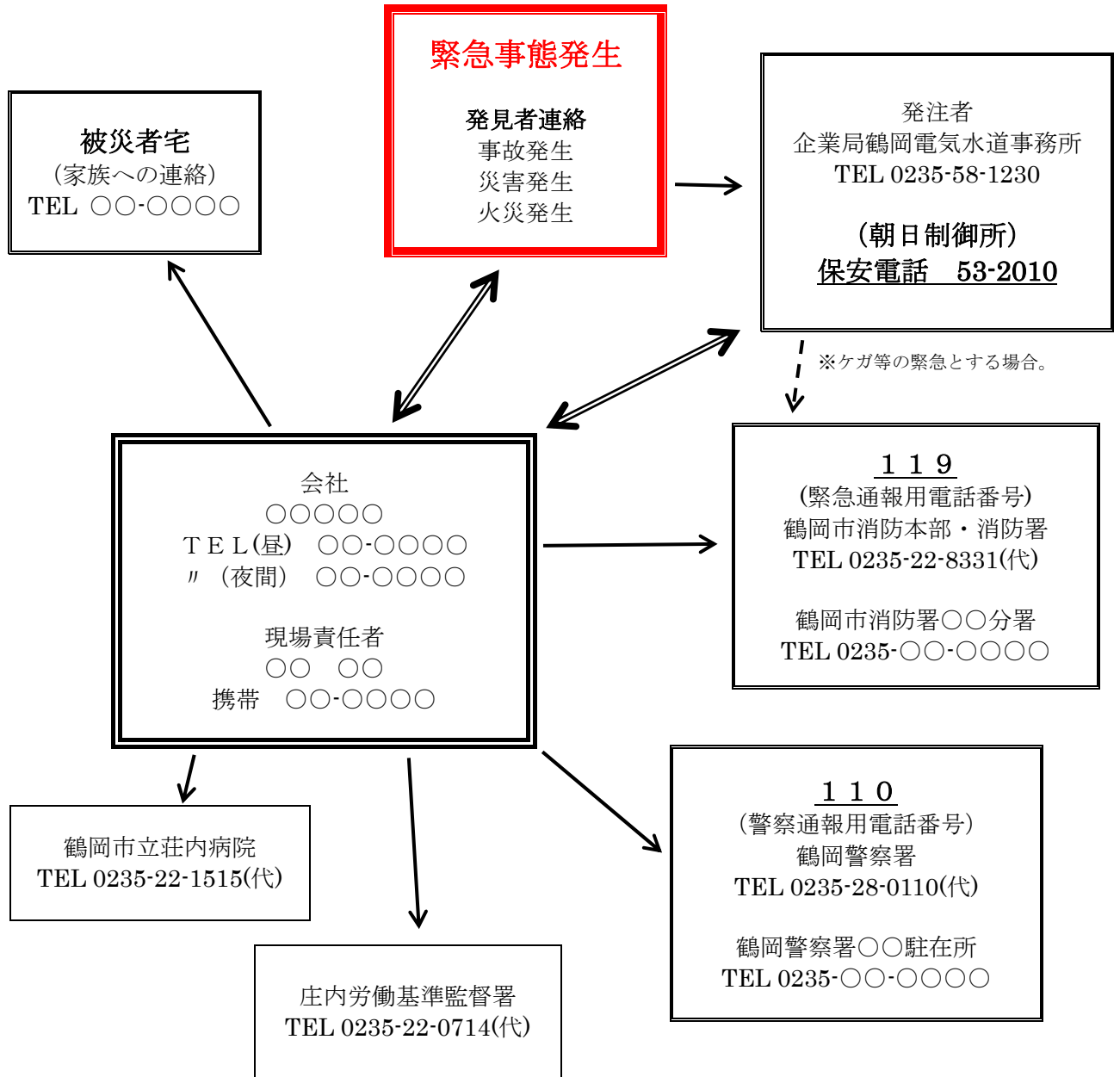
#### 4. 災害発生時における緊急点検の実施

受注者は、鶴岡管内で震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検を行うものとする、また台風、豪雨、豪雪等の災害においては、発注者からの指示により緊急点検を行うものとする。

- (1) 点検者は緊急点検に入る前に、県側に「点検者名」、「点検場所」、「点検開始時間」、「点検終了予定時間」を連絡するものとする。
- (2) 緊急点検で点検者は、発電施設の異常の有無に関わらず、災害発生より1時間後にその状況を発注者に報告するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行い、日時とその状況を記録しておくものとする。
- (3) 点検者自身の安全を最優先とするため、緊急点検で危険がある場合は直ぐに中止するものとする。
- (4) 緊急点検の完了後や中止した場合でも、速やかに発注者に緊急点検の内容を報告するとともに、記録した内容や写真等を提出するものとする。

# 緊急連絡体制図

業務委託名：令和6年度 温海川発電所 構築物整備業務委託 受注者名 ○○○○



※緊急時は、会社を基点とし各関係先に速やかに連絡が出来るようにする。

## 夜間・休日連絡先

氏名	電話番号	自宅(固定)電話番号	備考

※ 上位の物から連絡するものとし、連絡が取れ次第下位の者には連絡をしない。



現場責任者通知書

令和6年 月 日

山形県企業管理者 殿

受注者

下記のとおり現場責任者等を指定しましたので通知します。

記

委託名	
委託場所	
現場責任者名	

## 作業員名簿

委託名：

受注者：

作業責任者※	従事する主な作業	氏名	性別	年齢	住所	電話番号

※各作業において作業責任者と選任する場合は“○”を記入すること。

各作業において作業責任者として選任された場合は以下の業務を課す。

- ・作業内容の把握と作業員の選出。
- ・作業当時の気象状況の把握。
- ・作業に使用する道具及び燃料等の準備の指示と確認。
- ・危険作業が伴う場合、安全装備（安全帯・ライフジャケット等）の準備の指示と確認。
- ・作業員の健康状態の確認。
- ・作業前の作業員に対しての作業内容の説明。
- ・KYK（危険予知活動）の実施。
- ・作業着手時・緊急時及び作業完了の連絡報告業務。
- ・作業中の作業員の把握。
- ・作業状況の報告。（作業完了報告以外に求められた場合）
- ・作業に使用した道具の整備及び後片付け、燃料等の補充の指示と確認。

# 令和6年度 温海川発電所 構築物整備業務委託 作業管理集計表

令和 年 月分

(単位 H)

日	時間内	時間外	深夜	休日	深夜	日	時間内	時間外	深夜	休日	深夜
1						17					
2						18					
3						19					
4						20					
5						21					
6						22					
7						23					
8						24					
9						25					
10						26					
11						27					
12						28					
13						29					
14						30					
15						31					
16											
時間内			時間		契約単価				計		0 円
時間外			時間		割増賃金係数	0.133			計		0 円
深夜			時間			0.160			計		0 円
休日			時間			0.144			計		0 円
深夜			時間			0.170			計		0 円

※1 時間内作業 8:00～17:00までの間

※2 時間外作業 5:00～8:00及び17:00～22:00までの間

深夜作業 0:00～5:00及び22:00～0:00までの間

※3 休日作業 土、日及び祝祭日

月分合計費用	
合計	0 円

構築物管理日報 (No. )

施設主査	担当

令和 年 月 日 天候 ( )

発電所名	・温海川発電所		
作業時間	時 分から 時 分まで	休憩	時 分から 時 分まで
作業場所			
危険予知活動 (KYK)	有 ・ 無 内容：(記載例：感電の危険があるので、充電箇所近づかない。『充電箇所離隔ヨシ』)		
作業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界杭整備及び草刈り</li> <li>・所内清掃</li> <li>・構内・管理道路整備</li> <li>・取水口除塵作業</li> <li>・除雪作業(構内)</li> </ul>		
施設概要 及び 連絡事項			
作業 者 氏 名	(主任者)  計名  作業時間 名×時間 = 時間	受注者側 担当者	